

# ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））事務取扱要領

## （趣旨）

第1 この要領は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業のうち、国の「産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）」の実施について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「国事務取扱」という。）、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日付け5生流第53号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業実施要領（令和5年4月1日付け5生流第54号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、細部の事務取扱について定めるものとする（以下「本事務取扱要領」という。）。

## （補助）

第2 県は予算の範囲内において、県交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助する。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかの場合は、当該事業実施主体に対して直接補助を行うことができる。
  - (1) 事業実施主体が、福島県農林事務所の域を超える広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体であり、受益地区が市町村を超える事業の場合。
  - (2) 市町村の意向を踏まえつつ、事業の効果及び効率の観点から、当該市町村を管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合。

## （事業実施計画の提出）

第3 事業実施主体は、国交付等要綱別記1別紙3のⅡ第4の1（1）の規定に基づき、事業実施計画書（国交付等要綱別記1別紙3別紙様式第Ⅱ-1号別添）を作成し、市町村長に提出する。

2 市町村長は、本事務取扱要領の承認申請書（別紙1-1号様式）を作成し、所長を経由し福島県知事（以下「知事」という。）に提出する。

3 知事は、審査の結果適当と認められるときは、東北農政局長との協議終了後に所長を経由し市町村長に対し、計画を承認する（別紙1-2号様式）。

- 4 第2の2の規定により直接補助をする場合、事業実施主体（直接補助の場合の事業実施主体を以下「直接交付事業者」という。）は、事業実施計画書及び承認申請書を作成し、所長（県域農業団体にあつては知事）に提出する。なお、第2の2の（2）の場合にあつては、関係市町村長が直接補助を承認した旨を本事務取扱要領の別紙1－3号様式により作成し、添付する。
- 5 事業実施主体が県交付要綱別表に定める重要な変更を行う場合は1から4に準じて変更の手続きを行う。

（補助金の割当内示）

- 第4 農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行う（別紙1－4号様式）。
- 2 所長は、配分された補助金の範囲内で、市町村長に対し、補助金額を内示する（別紙1－5号様式）。
- 3 前項及び前々項の規定にかかわらず、部長又は所長は、直接交付事業者に対し直接補助金の内示を行う（別紙1－5号様式）。

（補助金交付申請書の提出）

- 第5 市町村長又は直接交付事業者は、第4の規定による補助金額の内示があつたときは、別に指示された日までに県交付要綱第3条による交付申請書を所長（県域農業団体にあつては知事）に提出する。

（補助金の交付の決定）

- 第6 知事又は所長は、交付対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、市町村長又は直接交付事業者に対し交付決定通知書（別紙1－6号様式の書例を参照すること。）を交付する。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付する。

（事業の事前着手）

- 第7 事業実施主体が国交付等要綱別記1別紙3のⅡ第4の3（1）のただし書の規定に基づき交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定前着手届（国交付等要綱別記1別紙3別紙様式第Ⅱ－3号）を市町村長に提出する。
- 2 前項の規定により提出を受けた市町村長は、妥当性を検討のうえ、所長に提出する。
- 3 前項の規定により提出を受けた所長は、妥当性を検討のうえ、部長に写しを送付する。
- 4 直接交付事業者が交付決定前着手届を提出する場合は、第1項の規定にかかわらず、所長（県域農業団体にあつては知事）に提出する。

（事業の施行）

- 第8 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契

約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業を運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

なお、ただし書きの規定による場合、あらかじめ、国事務取扱別記様式第3号を準用し、その理由、選定方法等を市町村長に提出し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出を受けた所長は、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を行うものとする。
- 4 直接交付事業者は、1、2の規定にかかわらず、所長（県域農業団体にあっては知事）に提出するものとする。

（談合等の不正行為の防止）

第9 事業実施主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け 7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施工契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

- 2 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、所長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、売買、請負、その他の契約をする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（国交付等要綱別記様式第2号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

（入札結果報告・着工等届）

第10 事業実施主体は、事業にかかる契約をしたときは、市町村長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工（手）届（国事務取扱別記様式第1号準用）により報告するものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者は、前項、前々項の規定にかかわらず、所長（県域農業団体にあっては知事）に提出するものとする。

（完了報告書）

- 第 11 事業実施主体は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）交付対象事業が完了したときは、しゅん功検査を行い市町村長にすみやかにしゅん功届（国事務取扱別記様式第 5 号準用）を提出するものとする。
- 2 前項の規定により提出を受けた市町村長は、交付対象事業が適正に行われたことを確認し、すみやかに前項の規定によるしゅん功届及び県交付要綱第 9 条第 2 項による完了報告書（県交付要綱第 5 号様式）を所長に提出するものとする。
  - 3 直接交付事業者は、前項、前々項の規定にかかわらず、所長（県域農業団体にあっては知事）に提出するものとする。

（実績報告書）

- 第 12 事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、市町村長が定める補助金交付要綱等に基づき実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出する。
- 2 前項の規定により提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての交付対象事業が適正に完了したことを確認して県交付要綱第 10 条第 1 項の規定により実績報告書（県交付要綱第 1 号様式）を作成し、必要な書類を添付して所長に提出する。
  - 3 所長は、前項の規定により提出を受けたときは、写しを部長に提出する。
  - 4 直接交付事業者は、第 1 項の規定にかかわらず、実績報告書（県交付要綱第 1 号様式）を所長（県域農業団体にあっては知事）に提出する。

（事業実施状況報告書）

- 第 13 事業実施主体は、国交付等要綱別記 1 別紙 3 のⅡ第 6 の 1 の規定に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施主体の事業実施状況報告書（国交付等要綱別記 1 別紙 3 別紙様式第Ⅱ－4 号）を作成し、翌年度の 6 月末日までに市町村長に提出する。
- 2 前項の規定により報告を受けた市町村長は、当該報告書の内容を点検し、必要に応じ事業実施主体に対して適切な措置を講ずるとともに、別に定める期限までに所長に提出する。
  - 3 所長は、前項の規定により報告を受けた当該報告書の内容を点検し、成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、市町村と連携して事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるものとする。
  - 4 直接交付事業者は、第 1 項の規定にかかわらず、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 6 月末日までに所長（県域農業団体にあっては知事）に提出する。

（事業評価報告書）

- 第 14 事業実施主体は、国交付等要綱別記 1 別紙 3 のⅡ第 7 の 1 の規定に基づき、目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、事業評価報告（国交付等要綱別記 1 別紙 3 の別紙様式第Ⅱ－4 号）を作成し、目標年度の翌年度の 6 月末日までに市町村長に提出する。

- 2 前項の規定により報告を受けた市町村長は、当該報告の内容を点検評価し、必要に応じ事業実施主体に対して指導を行うとともに、別に定める期限までに所長に提出する。
- 3 所長は、前項の規定により報告を受けた当該報告書の内容を点検評価し、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、市町村と連携して事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善計画（国交付等要綱別記1別紙3別紙様式第Ⅱ-6号）を別に定める日までに市町村長を通じて提出させるものとする。  
また、所長は、管轄する市町村分の当該報告書及び改善計画をとりまとめ、部長に提出する。
- 4 直接交付事業者は、第1項の規定にかかわらず、事業評価報告（国交付等要綱別記1別紙3の別紙様式第Ⅱ-4号）を作成し、目標年度の翌年度の6月末日までに所長（県域農業団体にあっては知事）に提出する。

（補助金の額の確定）

- 第15 知事又は所長は、補助金の額の確定に当たっては、規則の規定の他、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和51年8月20日付け51農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

（財産の処分等）

- 第16 事業実施主体は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき処分等をしようとする場合には、各申請書を市町村長に提出するものとする。
- 2 前項の承認申請書の提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
  - 3 直接交付事業者は、前項及び前々項の規定にかかわらず、所長（県域農業団体にあっては知事）に提出するものとする。

（その他）

- 第17 部長は、必要に応じて、執行状況等の報告を随時求めることができるものとする。
- 2 本事務取扱要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この事務取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。